

広島県地域両立支援推進チーム設置要綱

1 設置目的

地域の実情に応じた治療と職業生活の両立支援を効果的に進めるため、広島県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする。

2 名称

名称は、「広島県地域両立支援推進チーム」（以下「推進チーム」という。）とする。

3 構成

推進チームは、以下の者で構成する。

- ア 広島県経営者協会
- イ 広島県労働基準協会
- ウ 日本労働組合総連合会 広島県連合会
- エ 広島県医師会
- オ 広島県健康福祉局
- カ 広島大学病院
- キ 広島産業保健総合支援センター
- ク 中国労災病院（治療就労両立支援センター）
- ケ 広島県社会保険労務士会連合会
- コ 日本医療社会福祉協会 広島県医療ソーシャルワーカー協会
- サ 日本産業カウンセラー協会 中国支部広島事務所
- シ 日本キャリア開発協会
- ス 広島県社会福祉士会（広島県若年性認知症サポートルーム）
- セ 広島労働局職業安定部
- ソ 広島労働局雇用環境・均等室（オブザーバー）

タ 有識者

- ・ 広島県立広島大学 経営専門職大学院 木谷 宏 教授
- ・ 中国労災病院 治療就労両立支援センター 豊田 章宏 所長

なお、必要に応じ、上記構成員の他、両立支援に先進的に取り組む企業、医療機関、地元大学等の有識者、若年性認知症支援コーディネーター等自治体等に設置する疾病を抱える労働者の支援を行う者の参集を求めることができる。

4 議事等

推進チームにおいては、以下の事項について意見交換等を行う。

- ア 両立支援に係る参集者又は参集者の属する各機関の取組の実施状況の共有
- イ 各機関の取組に係る相互の周知協力
- ウ 相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先一覧作成
- エ 地域版企業向けパンフレットの作成
- オ 地域版患者向けパンフレットの作成（主に病院で患者に配付するもの。加えて一般国民の理解のために広く自治体窓口等にも配布する。）
- カ 両立支援ガイドラインや地域版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- キ 広島産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- ク その他、必要に応じ地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催

5 その他

- ア 連絡会議は、原則年1回以上開催するものとする。

なお、必要に応じて個別議題に特に関連する構成員をもってワーキングチームを開催できるものとする。

- イ 事務局は、広島労働局労働基準部健康安全課が行う。

附 則

この要綱は平成29年7月25日から施行する。

一部改正 平成30年7月26日